

使用上の注意事項

1. 許可の条件を遵守すること。
2. (公財) えひめ東予産業創造センター (以下「センター」という。) の施設、機器等を滅失し、又毀損したときは現状回復をし、又それによって生じた損害を賠償すること。
3. 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により、使用が不能となった場合又はセンターを使用する者が (公財) えひめ東予産業創造センター使用規程で定める日までに使用の取り消しを申し出て、理事長がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しないこと。
4. 使用時間を厳守すること。
5. センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を現状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
6. センター職員の指示に従うこと。
7. その他センターの管理に関する諸規程を遵守すること。